

# あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）フォローアップ会議設置要綱

## （目的）

第1条 「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」（2022年12月策定）について、その進捗状況を点検・評価しつつ、戦略の推進策に関し情報交換及び検討を行うため、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）フォローアップ会議（以下「会議」という。）」を設置する。

## （構成）

第2条 会議の委員は、知事が委嘱する。

2 委員は、別表に掲げる構成員のとおりとする。ただし、行政機関、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、団体に属する委員が会議に出席できない場合には、代理者が出席することができるものとする。

## （議長）

第3条 会議に議長を置く。

2 議長は、構成員のうちから事務局が推薦し、構成員の承認によってこれを定める。

3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

## （会議）

第4条 会議は、公開とする。ただし、会議が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

（1）愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関する調査審議等を行う場合

（2）会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

## （意見聴取）

第5条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

## （会議録）

第6条 会議の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、5年間保存するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、第4条第1項の規定により非公開とした事項に該当するものを除き公表するものとする。

## （事務局）

第7条 会議の事務局は、環境局地球温暖化対策課に置き、会議における庶務の処理を行う。

## （雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、2024年3月21日から施行する。

## 附 則

この要綱は、2024年7月26日から施行する。

別表

あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）フォローアップ会議 構成員

（五十音順・敬称略）

氏名	所属等
青木 清	南山大学名誉教授
大谷 智也	名古屋地方気象台防災調査官
清本 三郎	愛知県地球温暖化防止活動推進センター事務局長
兒島 正幸	名古屋商工会議所産業振興部モノづくりユニット長
後藤 貴登	一般社団法人中部経済連合会価値創造本部社会実装推進部担当課長
小林 敬幸	名古屋大学大学院工学研究科准教授
坂 直樹	経済産業省中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課長
塩谷 誠	豊田市環境部環境政策課長
新原 修一郎	環境省中部地方環境事務所地域脱炭素創生室長
松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授
森 匡司	名古屋市環境局環境企画部脱炭素社会推進課長
山内 弘隆	一橋大学名誉教授
山本 一清	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
雪田 和人	愛知工業大学工学部教授兼エコ電力研究センター長
吉永 美香	名城大学理工学部建築学科教授

（計 15 名）